

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	人権同和教育事業	会計名称	一般会計		担当課	社会教育課	
		予算科目	10 款 5 項 4 目	事業番号	4830	所属長名	岡市裕二
事業評価の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象事業 <input type="checkbox"/> 評価対象外事業 (事業の概要・結果のみ)				担当責任者名	堀内和美	
法令根拠等	伊予市人権を尊重する社会づくり条例				実施期間	【開始】	令和/平成 17 年度
総合計画での位置付け	生涯学習都市の創造 誰もが平等な社会づくり					【終了】	令和 年度(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし
総合計画における本事業の役割	人権・同和教育研修会や人権啓発活動などを積極的に行うことで、市民の人権意識の高揚を図り、人権が尊重され、誰もが平等な社会を目指す。						
事業の対象	市民 伊予市職員 教職員			事業の目的	市民一人ひとりが人権感覚を高め、人権が尊重される地域社会となるよう、人権・同和教育を推進するとともに、啓発活動を展開する。		
事業の内容 (整備内容)	各種研修会の開催、研究会等への参加、各種学習会等での実践報告、オピニオンリーダー養成講座開講、人権・同和教育地区別学習会開催、「伊予市じんけん教育」を年3回発行 人権啓発作品募集			昨年度の課題に対する具体的な改善策	伊予市人権・同和教育主任会で、全国水平社伊予市支部創立100年を啓発する動画を作成するため、学校等から写真や児童生徒の作品を集めている。		

事業活動の内容・成果 (DO)

事業費及び財源内訳 (千円)							事業活動の実績 (活動指標)						
項目	前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	前年度実績	4年度予定	9月末の実績	4年度実績	
直接事業費	768	2,347	0	0	0	1,677	地区別人権・同和教育学習会	人	335	335	209	850	
財源内訳													
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	オピニオンリーダー養成講座	人	435	435	485	485	
県支出金	58	40	0	0	0	64							
地方債	0	0	0	0	0	0							
その他	0	0	0	0	0	0							
一般財源	710	2,307	0	0	0	1,613							
職員の人工(にんく)数	0.00	0.80				0.80							
1人工当たりの人件費単価	7,841	7,794				7,794							
※ 直接事業費+人件費	768	8,582				7,912							
主な実施主体	直接実施 (嘱託職員2人を含む)		実施形態 (補助金・指定管理料・委託料等の記載欄)										
向こう5年間の直接事業費の推移 (千円)					5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年間の合計			
					1,467	1,467	1,467	1,467	1,467	7,335			
成果指標	指標	各種研修会・学習会への参加人数	単位	人	⇒	区分年度	前年度	4年度	5年度	目標	毎年度		
	指標設定の考え方	研修会・学習会へ参加することで、人権について正しく知り、正しく理解することができる		目標		1700	1600	1980	1980				
	指標で表せない効果			実績		1541	1981						

事務事業評価 (CHECK)

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)		新型コロナウイルス感染症感染拡大のため夏休み中の研修会等が延期となった。									
事務事業評価	自己判定 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業成果・工夫した点 就学前部会の職員研修は、すべての保育所を訪問し、午睡の時間を利用して実施することができた。中村地区公民館が主催する地区別学習会は、一部の地域ではあるが、地元の希望で地域の集会所で開催することができた。 5年に1度実施している人権問題に関する市民意識調査を実施し、結果を報告書にまとめるとともに、伊予市じんけん教育No.42で特集を組み、全戸配布して啓発を行った。			
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今は関係しない。民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	4						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A		事業の苦勞した点・課題 職員研修が1回しか実施できなかった。		
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3						
	効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A					
		コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3							
		市民(受益者)負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	4							
	一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業の方向性 ■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 「伊予市人権を尊重する社会教育づくり条例」の理念のもと、あらゆる差別をなくすため、教育と啓発を継続していく必要がある。			
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	3						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4						
有効性		事業の効果	5 4 3 2 1 今は関係しない。民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	B					
		成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。	3							
		施策への貢献度	5 4 3 2 1 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	3							
効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	B						
	コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3								
	市民(受益者)負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	3								
評価	一次判定 (所属長)	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	B	所属長の課題認識 愛媛県人権教育協議会をはじめとする関係機関と連携していく必要がある。				
		社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	3							
		市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4							

施策を踏まえた判断	二次判定	<input type="checkbox"/>	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒ 指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		<input checked="" type="checkbox"/>	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。	
		<input type="checkbox"/>	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。	
		<input type="checkbox"/>	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。	
		<input type="checkbox"/>	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。	
		<input type="checkbox"/>	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。	
		<input type="checkbox"/>	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。	

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性 (ACTION)

の経営者判断	事業の方向性		コメント欄
	<input type="checkbox"/>	さらに重点化する。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	現状のまま継続する。	
	<input type="checkbox"/>	見直しの上、継続する。	
	<input type="checkbox"/>	事業の縮小を検討する。 事業を縮小する。	
	<input type="checkbox"/>	事業の休止、廃止を検討する。 事業を休止、廃止する。	